

総合目次

研究ノート

日本及び欧州共同体間の外交関係

川崎晴朗…………… 1

日本及び欧州共同体間の外交関係

1952年に設立された欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）の最高機関に対し、域外第三国は外交代表を派遣するようになったが、日本は8番目の第三国として、1954年10月20日、ベルギー駐箚の荒川昌二大使を最高機関に信任せしめた。同大使の資格は常任オブザーバーであったが、4代目の下田武三大使から資格は日本政府代表となった。1958年初頭、欧州経済共同体（EEC）及び欧州原子力共同体（ユーラトム）が発足したが、日本政府代表部はこれら二つの共同体にも信任された。

1967年7月、「併合条約」が効力を発生、欧州共同体（EC）委員会が誕生したが、日本はEC委員会の委員会を接受する4番目の第三国で、1974年7月6日、代表臨時代理が着任、東京に代表部を開設した。同年11月26日、Wolfgang Ernst 初代代表が信任された。

本稿は、欧州共同体（のち欧州連合＝EU）に対する日本政府代表部及び日本に対するEC委員会（のち欧州委員会）の代表部のそれぞれにつき、その沿革を述べたものである。いずれの代表部も、年月の経過と共にステータスが向上して行った。欧州共同体に対する日本の代表部は当初在ベルギー大使館が兼ねていたが、1975年6月、専任の代表部が新設された。また、それまで在ベルギー大使が欧州共同体に対する日本政府代表を兼任していたが、1979年2月、専任の代表が任命された。

EC委員会の駐日代表にしても、当初は資格が“Head of Delegation”であったが、1987年5月に信任されたAndries Van Agt代表は大使のランクを与えられた。また、1990年7月31日、Jean-Pierre Leng大使は天皇陛下に信任状を捧呈した。これらは、両大使の後任者も踏襲している。

Contents and Summaries

Research Notes

Diplomatic Relations between Japan and the European Communities

Seiro Kawasaki ······ 1

Diplomatic Relations between Japan and the European Communities

Japan was one of the first eight non-member countries which set up missions to the High Authority of the European Coal and Steel Community (ECSC), founded in 1952 by six European states. It was on 20 October 1954 that the first diplomatic envoy of Japan, Ambassador Shoji Arakawa, was accredited to the High Authority in the capacity of “Permanent Observer.” The mission was also to represent Japan at the European Economic Community (EEC) and the European Atomic Energy Community (EAEC) when these two Communities were born in early 1958.

Japan was the fourth non-member state to receive a delegation of the Commission of the European Communities (ECSC, EEC and EAEC), second only to the Delegation to the United Kingdom, the Delegation to the United States of America, and the Delegation for Latin America (located in Santiago de Chile). The Delegation of the Commission to Japan was established in Tokyo on 6 July 1974 when Dr. Endymion Wilkinson took up his duties as Chargé d’Affaires a.i. The first Head of Delegation, Mr. Wolfgang Ernst, was accredited on 26 November of the same year.

This paper is a historical description of the Mission of Japan to the European Communities (later the European Union) and the Delegation of the Commission of the European Communities (later the European Commission) in Japan.

It is to be noted that the status of both of the Mission of Japan to the European Communities and the Delegation of the European Commission in Japan was elevated as time went by. Initially, the Mission of Japan was part of the Embassy of Japan in Belgium with the same head of mission, but it became a separate entity in June 1975, and a separate head of mission for the Communities was appointed in February 1979. With regard to the Commission Delegation in Tokyo, the first three representatives, who had the rank of “Head of Delegation,” would present their credentials to the Minister for Foreign Affairs of Japan, but Mr. Andries Van Agt, who was accredited in May 1987, was granted the rank of “Ambassador/Head of Delegation.” And Ambassador Jean-Pierre Lang was the first to be received in audience by the Emperor of Japan on 31 July 1990.

研究ノート

日本及び欧州共同体の間の外交関係

川崎 晴朗

はしがき	2
I 欧州共同体に対する日本の代表部	3
1. 最高機関に対する日本政府代表部の開設まで	3
2. 初期の日本政府代表部の地位	7
3. 最高機関の外交団リスト	9
4. 日本政府代表部の地位の変化	12
II 日本に対する欧州委員会の代表部	15
1. EC委員会代表部の開設まで	16
2. 欧州委員会の駐日代表	19
3. 駐日代表の格について	19
結びにかえて	20
付表	
I 欧州共同体（EU）に対する日本政府代表	22
II 日本に対するEU委員会（欧州委員会）の代表	24

*Un nouveau pays, cette fois-ci d'Extrême-Orient, le Japon...a
accrédité une délégation auprès de la Haute Autorité [de la
Communauté Européenne du Charbon et de l'Acier].*

— Haute Autorité de la CECA, *Troisième Rapport
Général sur l'Activité de la Communauté*, point 21*.

はしがき

1. 欧州石炭鉄鋼共同体 (ECSC、仏 CECA) を設立する条約は、1951年4月18日に西ヨーロッパ6カ国により調印され、1952年7月23日に効力を発生した。また、1958年1月、欧州経済共同体 (EEC) 及び欧州原子力共同体 (ユーラトム) が発足した。三つの欧州共同体は、それぞれが使節権を行使するようになった。

1952年8月、ECSC 最高機関がルクセンブルグで発足してから数年の間に、イギリス、米国、スウェーデン、ノルウェー、スイス、デンマーク、オーストリア及び日本の8カ国がこれに代表を派遣した。ECSC の域外第三国では、米国をのぞけば一群の西ヨーロッパ諸国がまず最高機関の許に代表を置き、つづいて日本が ECSC と外交関係を樹立し、最高機関に対し代表 (常任オブザーバー) を派遣したことになる。冒頭に引用した最高機関の第3次一般報告 (1954年4月12日—1955年4月10日の期間をカバーする。) の短い文章からは、アジアの国がはじめて最高機関に対する代表部を設置したことに対し、最高機関がいわば驚きのまじったよ^うこ^びをもったことが読み取れるようである。

一方で、ECSC 最高機関、EEC 委員会及びユーラトム委員会、さらに「併合条約」によりこれらが統合され、1967年7月に発足した EC 委員会 (のち欧州委員会) は、域外の国及び国際機関に対し常駐代表部を開設した。第三国については、ECSC 最高機関はまずイギリス、米国及びラテン・アメリカに代表部または連絡事務所を置

* 拙訳は次の通り。「また1カ国——こんどは極東の国、日本——が ... (欧州石炭鉄鋼共同体) 最高機関に代表部を信任せしめた。」

いた。EC 委員会の成立後となったが、日本は、イギリス、米国及びラテン・アメリカにつづき、委員会代表部が設置された 4 番目の第三国になる¹⁾。

2. このように、欧州共同体が能動的にも受動的にもその使節権を行使するにあたり、日本は早くからその対象になった。本稿は、日本が ECSC 最高機関（のち欧州共同体、さらに EU）に対し設置した代表部及び EC 委員会（のち欧州委員会）が日本に開設した代表部につき、主として設立までの経緯、その後観察された関連の動き等を述べたものである。

筆者は本月報 2006 年度/No.3、2007 年度/No.1 及び同年度/No.4 にそれぞれ「欧州共同体が接受した初期の代表部」、「欧州共同体が派遣した初期の代表部・連絡事務所」及び「欧州共同体の国際交通権及び名誉権」を発表したが、あわせて参照して頂ければ幸いである。

I 欧州共同体に対する日本の代表部

ECSC 最高機関は、日本に対し（他の第三国の場合と同様）、まず、能動的にではなく、受動的に使節権を行使した。一方、日本に対して能動的に使節権を行使したのは EC 委員会の発足後のことである。そこで、まず欧州共同体に対する日本の代表部開設の経緯につき述べることにしたい。

1. 最高機関に対する日本政府代表部の開設まで

(1) 1954 年 9 月 22 日付朝日新聞は、21 日ルクセンブルグ発のロイター電をキャリーしたが、これによると、同日、最高機関は記者会見で、日本が代表部を設置する旨発表したという。ロイター電は、在ベルギー荒川昌二・特命全権大使が 9 月 10 日付書簡をもって最高機関にその旨通知した、それによると日本は ECSC と「密接で有効な関係」を樹立することを希望している、と報じている（4 面）。

(2) それでは、日本政府はなぜ ECSC に外交代表を派遣することとしたのか。

1) 『愛知大学国際問題研究所紀要』第 128 号（2006 年 9 月）の拙稿を参照されたい。

1954年9月24日付 *The Times* (London) は、23日東京発の特派員電を掲げたが、これによると、日本政府は ECSC に対するオブザーバー・ミッション (observer mission) を設置することを明らかにした、日本の鉄鋼・石炭業界は鉄鉱石及び瀝青炭を必要としているが、ヨーロッパとの情報交換を進めることに困難を感じている、そこで業界はこれまで10ヵ月の間、ECSCの許に代表部を置くよう政府に要請してきた、という(7面)。

通商産業省編『日本貿易の現状』が ECSC の結成にはじめて言及したのは1953年(昭和28年)版で、次のように記述する。

…シューマン・プランの実施がみられる今日、基礎物資としても輸出物資としても重要な日本の鉄鋼が現在の如く国内的にも国際的にも割高であることは、日本鉄鋼業のみならず、日本の産業全体としてもきわめて重要な問題といわなければならない。

また、同書は、日本の鉄鋼業の合理化推進の必要性を訴え、「特に、原料対策については、西欧におけるシューマン・プランの発足を見るにつけても産業側は勿論のこと、国家的にも最大の努力が傾けられる必要があると思われる。」と述べている²⁾。

『日本貿易の現状 昭和29年』には、次の記述がある。

ECSC の発足に伴う鉄鋼共同市場の開設は、加盟国間における鉄鋼の配分を従前より容易ならしめる効果があつたが、このことは、53年(注 1953年、すなわち昭和28年)における世界的な鉄鋼生産の過剰傾向と相俟つて、日本のこれら加盟国に対する鉄鋼輸出を減少せしめている。53年についてみると、この減少は、フランス、イタリア、オランダの3ヵ国について特に甚しかつた³⁾。

2) 通商産業省編『日本貿易の現状 昭和28年』(通商産業調査会、1953年)、222, 226頁。

3) 通商産業調査会、1954年、193頁。

さらに、1955年（昭和30年）版は、次のように述べている。

鉄鋼業は1952年には世界の鉄鋼需給の逼迫に乗じてヨーロッパ大陸まで進出し、一躍輸出産業となつたが、1953年にはようやく世界の鉄鋼需給が緩和し、欧州大陸の鉄鋼生産国が積極的に輸出に努力を注いできた結果、わが国の鉄鋼輸出は激減することとなつた⁴⁾。

1955年といえば、終戦からすでに10年の歳月が経過している。この間、日本では電力、石炭、肥料等の基礎産業の生産力が迅速に回復し、産業構造が次第に近代化するとともに、輸出構造もある程度高度化した。しかし、日本の鉄鋼・石炭業界では、1950年代の半ば、原材料のみならず欧米諸国からの技術情報・市場情報をまだ必要としていたと思われる。

まず、鉄鋼業界について見よう。日本の鉄鋼業は第2次大戦で壊滅的な打撃を被つたが、戦後間もない1946年12月、石炭・鉄鋼中心の傾斜生産方式が閣議決定され、鉄鋼業は日本経済再建の重点産業の一つとなった。ECSCが誕生したとき、日本では鉄鋼業の第1次合理化計画（1951年度—1955年度）が実施されつつあったが、とくに第2次合理化計画（1956年度—1970年度）の期間には世界の最先端に行く設備・技術が導入され、日本経済の高度成長をもたらす一因となった。しかし、前掲の『日本貿易の現状 昭和29年』が指摘しているように、1953年ごろから、ECSC加盟国に対する日本の鉄鋼輸出は減少の傾向にあった。

西ヨーロッパの鉄鋼業は戦後著しい復興を見せ、1948年以降はマーシャル・プランによって鉄鋼関連の諸設備が更新され、また近代化された。とくに、西ドイツは巨大な鉄鋼の生産・輸出基地になろうとしていた。1950年代前半、すなわちECSCが西ヨーロッパ6カ国を加盟国として発足したころは、これら諸国は日本の官民によって鉄鋼の輸出競争相手と認識されていたように思われる。

通商産業省大臣官房企画室の田畑新太郎・審議官は、1953年9月から1954年7

4) 通商産業省編『通商白書—日本貿易の現状—昭和30年』（通商産業調査会、1956年）、56頁。

月まで日本鉄鋼連盟の嘱託としてヨーロッパに滞在、調査を行ない、ルクセンブルグでは最高機関の Jean Monnet 議長等と会談しているが、連盟における帰朝報告によると、同審議官が Monnet 議長等に対し「われわれとしては十分な連絡をとり、でき得るなら共存共栄で進みたい。これは日本の鉄鋼業界全体の希望であり、…」と述べたところ、フランス、オランダ及びイタリアの3代表（注 最高機関のメンバーを指すと考えられる。）は次のように答えたという。

現在オブザーヴァーとして、共同体の動きに重大なる関心と理解を持っている国々があるが、そのオブザーヴァーとして、日本がこれに参画すれば、日本にとって非常に好ましいのではないか⁵⁾。

一方、日本の石炭業界は、戦後、傾斜生産方式による育成策を通じ再建され、日本の経済復興の牽引力となった。石炭業界は、米国のほか、西ヨーロッパ、主にドイツから機械及び技術を積極的に導入した。1950年6月にはじまった朝鮮動乱はいわゆる「石炭ブーム」を招いたが、3年後に動乱は終結、加えて固体エネルギー（石炭）から液体エネルギー（石油）へという「エネルギー革命」が急速に展開することになった。石油が安価に供給されるようになったため、石炭業界、とくに石炭専業の中小企業及び地方の大手企業は次第に深刻な不況に見舞われ、ストが頻発するようになった。もっとも、1950年代初頭の段階で見れば、エネルギー革命が本格化し、大手炭鉱にまで危機が訪れるのはまだ数年先のことである。

いずれにせよ、当時の日本の石炭業界が、西ヨーロッパの石炭産業の動向についての情報に強い関心をもっていたことは想像に難くない⁶⁾。

5) 日本鉄鋼連盟『鉄鋼界』、1954年9月、18-27頁。

6) 日本石炭協会の『石炭時報』は、国立国会図書館には1956年4月号からの分しか蔵置されておらず、昭和20年代前半の石炭業界が具体的にいかなる目的で ECSC との連携を求めたのか、その詳細は明らかにし得なかった。

2. 初期の日本政府代表部の地位

(1) 冒頭で引用したように、最高機関の第3次一般報告は、日本が最高機関に「代表部」(délégation)を信任せしめた(accrédité)、と記述する。しかし、次項で述べるように、最高機関に対する日本政府の初期の代表の資格は、正確には常任オブザーバー(observateur permanent)であった。もっとも、日本につづいて最高機関に代表を派遣したギリシャについても、初代の Charilaos Zamarias 及び第2代の Theodoros Christidis 代表は常任オブザーバーであった。また、ポルトガルの初代代表 José T.C. Calvet de Magalhães も、全権公使のほか常任オブザーバーの資格をあわせもっていた。

本月報 2007 年度/No.4 の拙稿でも述べたが、1950 年代当時は、ある国がみずからが加盟していない国際機関に代表を信任せしめ、かつ当該国際機関(実際にはその所在国政府)がこれに外交使節としてのステータスを付与するという事例はまだほとんどなく、前者は後者に対しオブザーバーを派遣するという、それまでの国際社会のいわば「常識」がまだ広範囲に通用していた(12-3 頁)。個人的な見解であるが、日本、ギリシャ及びポルトガル各政府は、この「常識」に従って最高機関に対する代表の資格を常任オブザーバーとしたのではなかろうか。

また、最高機関の第3次一般報告の記述では、日本が最高機関に対する専任の代表部を新設した如き印象を与えるかも知れないが、実際にはそうではなかった。しかし、イギリス及び米国のあと、日本に先立って最高機関に代表を派遣した西ヨーロッパ5カ国にしても、スウェーデンをのぞけば、いずれも初期の代表は欧州経済協力機構(OEEC)または欧州評議会(Council of Europe)に対する代表を兼ね、パリまたはストラスブールに居住していたのである⁷⁾。

7) スウェーデン政府の代表団は、1952年12月10日、ルクセンブルグを訪問し、最高機関の Monnet 議長に接受されたが、Stig Erik Gunnar Sahlin 団長はもちろん、代表団員4名のうち Leif Belfrage、Karl Erik Önneshjör 及び Ragner Sundén は訪問後ルクセンブルグを離れ、I. Karl-Gustav E. Lagerfelt 男爵のみが同国に滞留した。彼の資格は特命全権公使及び“délégué permanent au siège de la Haute Autorité”であった。筆者は、最高機関に対するスウェーデン代表は初代が Sahlin で、ルクセンブルグにとどまった Lagerfelt 公使と共にスウェーデン代表部を構成したと考えている。1956年6月1日、Lagerfelt 公使は最高機関に対するスウェーデン代表として正式に信任された。筆者の考えでは、同公使はスウェーデン

(2) 前述のように、最高機関に対する日本の初代オブザーバーは荒川昌二大使であった。同大使は 1952 年 9 月 29 日、ベルギーに特命全権大使として、また 1953 年 5 月 12 日、ルクセンブルグに特命全権公使としてそれぞれ信任されたあと、1954 年 10 月 20 日、最高機関に常任オブザーバーの資格で信任された。最高機関は 1952 年 8 月 10 日に活動を開始したが、これは荒川大使がベルギーに信任される少し前のことになる。

第 2 代の武内龍次大使は、1955 年 4 月 20 日及び同年 5 月 17 日、それぞれベルギー及びルクセンブルグに信任され、さらに同年 5 月 25 日、最高機関に信任された。

第 3 代の倭島英二大使は、1957 年 7 月 30 日、ベルギーに信任されたあと、同年 10 月 29 日、ルクセンブルグに、またその翌 30 日、最高機関にそれぞれ信任された。最高機関に対する武内・倭島両大使の資格は、荒川大使と同様、常任オブザーバーであった。

1958 年冒頭に EEC 及びユーラトムが呱呱の声を挙げたが、倭島大使は翌 1959 年 10 月 19 日、EEC 委員会に対し、初代の日本政府代表として信任された。同大使がユーラトム委員会に信任されることはなかった。

倭島大使の後任となった下田武三大使は、三つの欧州共同体の全部に、かつ、常任オブザーバーの資格でなく日本政府代表として任命された。下田大使は、ベルギー及びルクセンブルグにそれぞれ 1961 年 2 月 7 日及び同年 3 月 23 日に信任されたが⁸⁾、これに加え、同年 2 月 24 日、EEC 委員会に信任され、3 月 24 日、はじめての日本政府代表として ECSC 最高機関に信任された。さらに、4 月 12 日、ユーラトム委員会に信任された。

(3) ルクセンブルグは、1956 年 8 月 7 日、ECSC 及びこれに信任された代表部

の第 2 代代表ということになる。Sundén はストックホルムに居住し、スウェーデン製鉄業協会 (Association des Industries Sidérurgiques) の幹部 (directeur en chef) であったが、その資格で長らく最高機関に対するスウェーデン代表部のメンバーとなっていた。

8) 下田大使は、前任者たちと同様、ルクセンブルグには特命全権公使として信任されたのであるが、のち同国に対する特命全権大使に任命され、1962 年 6 月 14 日、改めて信任された。

に対する外交特権の付与につき定めた法律を公布した⁹⁾。これは荒川・武内両大使が最高機関に信任されたあとのことであるが、両大使は日本の外交使節としてルクセンブルグに信任されていたので、この法律が公布されていなくても、実際には何らの支障もなかったと考えられる。

3. 最高機関の外交団リスト

(1) ECSC 最高機関は、おそらく国際機関としてははじめて「外交団リスト」を編集・発行した。筆者は最古の版がいつ刊行されたか、またリストがいかなる頻度で刊行されていたのかは知らない。国立国会図書館に蔵置されているのは 1959 年 7 月版、1961 年 9 月版及び 1963 年 9 月版の 3 冊であるが、いずれも EEC 及びユーラトムが誕生したあとの刊行である。前 2 版のタイトルは *Liste des Membres des Missions auprès de la Haute Autorité de la CECA* であったが、1963 年 9 月版は *Corps Diplomatique accrédité auprès de la Haute Autorité de la CECA* に改められている。

(2) 1959 年 7 月版には、日本を含む 10 カ国の代表部が掲げられている。いずれも “délégation” であるが、米国代表部のみは “mission” である。代表の資格は “Ambassador/Chef de la Délégation” が多いが、米国代表は “Ambassador/Représentant des Etats-Unis/Chef de la Mission” である。オーストリア及びスウェーデン両代表は大使でなく特命全権公使、ギリシャ、ポルトガル及びスイスの代表は全権公使であった。また、ギリシャ、日本及びポルトガル代表はいずれも “Observateur Permanent” であり（前述）、スウェーデン代表は “Délégué Permanent au siège de la Haute Autorité”、またスイス代表は “Délégué du Conseil Fédéral Suisse” のタイトルをあわせ与えられていた。このように、10 人の代表の資格及び 10 の代表部の名称はまちまちであったといってよい。なお、1959 年 7 月版リストでは、まだ各代表の氏名に “S.E.” の尊称は冠されていなかった。

9) 1956 年 8 月 20 日付ルクセンブルグ官報、928 頁（本月報 2006 年度/No.3、拙稿、71 頁、注 14）。

当時は EEC 及びユーラトムがすでにブリュッセルで活動を開始していたので、10 カ国の代表部のほとんどはルクセンブルグから同市に移動していた。しかし、オーストリアの Friedrich Kolb 代表はまだルクセンブルグにおり（他に館員はいなかった。）、米国の W. Walter Butterworth 代表もそうであったが、館員 9 名のうち 4 名はベルギーにいた。デンマーク、ギリシャ、ノルウェー及びスイス各代表はパリに居住していたが、やはり館員の一部はベルギーまたはルクセンブルグにいた。興味あることに、ギリシャ代表部の館員の 1 人はリエージュにいた。リエージュはベルギーのワロン語圏の文化的中心地であるが、同時に周辺地域は炭田や鉄鉱石等の地下資源に恵まれ、製鉄、鉄加工、石炭、ガラス等の産業が発達していた。ギリシャがリエージュに館員を 1 名常駐せしめたとしても不思議ではない。（筆者の想像であるが、彼は同地におけるギリシャの名誉領事官であったのかも知れない。）

(3) 1961 年 9 月版外交団リストでは、最高機関に信任された第三国の代表 11 名のほとんどは、資格が“*Ambassadeur/Chef de la Mission*”となっている（米国代表は *Ambassadeur/Représentant des Etats-Unis/Chef de la Mission*）。すなわち、“*délégation*”に替わり、代表部の名称がほぼ“*mission*”に統一されているのである。資格については、ギリシャの Christidis 代表及びポルトガルの de Magalhães 代表は全権公使であった。また、両代表は依然として常任オブザーバーであった。（なお、前述のように、日本の下田大使はオブザーバーでなく、“*Chef de la Mission*”の資格であった。）また、各代表の氏名に“S.E.”が冠されるようになった。

EEC 及びユーラトムの両委員会はブリュッセルに置かれ、ECSC 最高機関も同地に移転したため、1961 年 9 月当時、もはやルクセンブルグに代表部を置いている国はないが、オーストリア、米国及びイギリスは、代表部分館ともいうべき事務所を同国に残していた。ギリシャ及びポルトガル 2 カ国の代表部はパリにあった。

(4) 1963 年 9 月版リストには、最高機関に対する計 21 の代表部が掲げられているが、代表の資格はほとんど名称大使となった（ギリシャの Tranos 代表のみ特命全権大使）。ただし、前述のように、ポルトガルの de Magalhães 代表は依然とし

て資格が全権公使である。また、このリストにより、EEC と連合関係に入ったアフリカ諸国（AASM）のうち、象牙海岸共和国及び上ヴォルタ（1984年8月に、国号を「ブルキナ・ファッソ」に改めた。）の2カ国が最高機関に代表部を開設したことがわかるが、両国の代表の資格は“Ambassadeur/Représentant”となっている¹⁰⁾。両代表は EEC 及びユーラトムにも信任され、EEC に対しては資格が“Représentant”であるが、ECSC 及びユーラトムに対しては“Chef de la Mission”の筈である。最高機関の外交団リストに両代表が“Représentant”とあるのは誤りと思われるが、現在となつてはこの点を確認するべきがない。

(5) このように、最高機関に対する第三国代表の階級・資格、代表部の名称等は当初はさまざまであったが、1960年代前半ともなると、かなりの程度まで統一性が見られるようになった。その後、外交団リスト上、代表の資格は名称大使から次第に特命全権大使に変わっていったが、この点については次項(3)で述べよう。なお、EEC 及びユーラトムを設立する条約はいずれも1957年3月25日に調印されたが、同時に調印された「EECの特権及び免除に関する議定書」及び「ユーラトムの特権及び免除に関する議定書」は、それぞれ第16条で欧州共同体に対する第三国の代表部について“mission”の表現を使用しており、筆者は、これも代表部の名称の統一に貢献したのではないかと考える。(欧州委員会が第三国及び国際機関の許に置く代表部については、“delegation”の語が次第に一般化した。)

10) イギリスは ECSC が発足したときこれに直ちに加盟せず、ECSC と「連合」(association) という関係に入った。EEC 及びユーラトムを設立する条約はいずれも第三国及び国際機関と連合する場合を想定し、関連規定を設けたが(それぞれ第238条、第206条)、これはイギリス及び ECSC の間に連合関係が設定された経験に基づくと考えられる(本月報2006年度/No.3、拙稿、71頁)。

EEC を設立する条約の締結交渉中、フランスは加盟国の海外領土を EEC に結合せしめることを強く主張、その結果、同条約の第4部に関連規定が置かれた(『東京家政学院筑波女子大学紀要』第4集[2000年3月刊]、拙稿)。EEC と海外領土との関係も「連合」(association) と称されることになったため、まぎらわしくなった。海外領土の多くが独立したあと、これら新生国は、ギニアを除き、4次に及ぶヤウンデ協定により EEC との連合関係を継続した。これらの国が AASM であり、EEC に対するその代表の資格は“Représentant”であった。

4. 日本政府代表部の地位の変化

(1) 三つの欧州共同体に対する初期の日本政府代表（ECSC 最高機関については、1961年3月までは常任オブザーバー）はベルギー駐箚大使の兼任で、ブリュッセルにある大使館が欧州共同体に対する代表部を兼ねた。これは、日本に限らず、当時欧州共同体と外交関係をもっていた第三国の多くについても同様であった。

しかし、日本を含む第三国の一部は、在ベルギー大使館とは別個に欧州共同体に対する代表部を開設し、また共同体に対する専任の代表を任命するようになった。これを日本の場合について眺めて見よう。

(イ) 昭和50年（1975年）6月10日、「在外公館の名称並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律」（法律第36号）が公布され、欧州共同体日本政府代表部が新設された（同日付官報第14529号）。こうして、当時ベルギー駐箚であった安倍勲大使は、1975年6月10日付をもって欧州共同体に対する日本政府代表を兼ねることになった。法令上は在ベルギー大使館とは別に欧州共同体代表部が設置されたといっても、当時はまだ在ベルギー大使及び欧州共同体に対する日本の代表は、いずれも安倍大使であったことになる¹¹⁾。

(ロ) その後、日本政府は欧州共同体に対し専任の代表を任命すべきであるという主張がさまざまな形で表明されるようになった。例えば、1977年1月28日付朝日新聞の「論壇」で、平沢和重氏が欧州共同体に対する専任大使の派遣を提案している。平沢氏によると、かつてECSC最高機関の職員であったMax Kohnstammは同氏に対し、日本政府は欧州共同体に専任の代表を置くべきであると述べたという（5面）¹²⁾。

11) 安倍大使は、1971年3月10日、ベルギーに、同年3月30日、欧州共同体に、また同年4月21日、ルクセンブルグにそれぞれ信任されていた。（当時は併合条約の実施後で、欧州共同体に対する第三国の代表は、EC理事会及びEC委員会の双方に信任状を提出するようになっていた。）

12) Max Kohnstammはオランダ人で、1956年1月、イギリスに対するECSC最高機関の初代代表の着任に先立ってロンドンに赴き、代表部の開設準備にあたった人物である（Max Kohnstamm, “The European Coal and Steel Community,” *Académie de Droit International, Recueil des Cours*, 1956 II [Leyde: A.W.Sijthoff, 1957], p.3 ; 本報、2007年度/No.1, 拙稿、6頁）。彼は、1976年から1981年まで、フィレンツェにある大学院レベ

同年3月4日及び5日、東京で開催された在欧州大使会議において、欧州共同体に対する専任代表の創設を真剣に検討すべきであるとの意見が大勢を占めた（3月7日付朝日新聞、2面等）。

このような動きを経て、昭和53年（1978年）版『わが外交の近況』は、欧州共同体に対する日本政府代表部を同年度に新設することとなった、と述べている（275頁）。

かくて、欧州共同体に対する専任の代表部は、1979年1月10日に開設された。1月12日、谷田正躬・参事官が臨時代理大使として着任した。

(2) 1979年2月2日の閣議は、在スペイン加川隆明大使を欧州共同体に対する代表、また在ギリシャ徳久茂大使を在ベルギー大使（ルクセンブルグ兼任）とすることを決めた。

欧州共同体に対するはじめての専任代表となった加川大使は、1979年4月2日、欧州共同体に信任された。（徳久大使は、同年3月30日、ベルギーに、また4月24日、ルクセンブルグに、それぞれ信任された。）

欧州共同体（のちEU）に対する日本政府代表については、付表Iの歴任表を参照されたい。

(3) 代表の資格は、当初は名称大使または公使であったが、これが次第に特命全権大使に格上げされた。例えば、本月報2006年度／No.3で見たように、ECSC最高機関に対し代表を派遣した最初の第三国はイギリス及び米国であるが、イギリスのSir Cecil Weir代表も、また米国のWilliam H. Draper, Jr.も、資格は名称大使であった。EEC委員会及びユーラトム委員会も当初は最高機関の方針を踏襲し、これら共同体に対する第三国代表の資格を、外交団リストの上では名称大使とした。これは、1963年9月版でも変わらない。しかし、EC委員会が発足したころ、彼等の資格は全部特命全権大使となった。国立国会図書館に蔵置されているEEC外交団リストの最も古い版は1964年1月版であるが、この版ではまだ第三国代表は全

ルのIstituto Universitario Europeoの理事長であった。1977年、Kohnstammは日米欧委員会の東京総会に出席のため来日したものである。

員が名称大使として掲げられている。次に古いのは 1966 年 2 月版で、ここではすべての代表の資格が特命全権大使となっている。1965 年版がないが、1964、65 年ごろ、EEC 委員会の外交団リストの編集方針に変更があり、各代表の資格を大使から特命全権大使に改めたことがわかる。ユーラトム委員会の外交団リストでも、当初代表の資格はいずれも名称大使で、のちこれを特命全権大使に変更したと思われるが、同委員会の外交団リストが揃っておらず、この点を確認することができない¹³⁾。

EC 委員会の誕生後はじめて発行された外交団リストは 1968 年 2 月版と思われるが、この版ではすべての代表の資格が特命全権大使となっている。

(4) 1993 年 11 月 1 日、欧州連合 (EU) が発足したことに伴ない、欧州共同体

13) 第三国代表の資格が特命全権大使である場合でも、初期の ECSC 最高機関の外交団リスト上では名称大使になっているが、その理由として筆者が想像することは次の通りである。最高機関にはまずイギリス及び米国が代表を派遣したことは本月報 2006 年度/No.3 の拙稿で見た通りであるが、彼等の資格は名称大使であった。その後、多くの第三国がベルギー駐箚の特命全権大使を最高機関（並びに EEC 及びユーラトム）にも信任せしめるようになったが、先任のイギリス及び米国の代表が名称大使であったため、最高機関は、他の代表の資格も外交団リストの上では名称大使としたのではなかろうか。（なお、本文 I の「最高機関の外交団リスト」(4) で述べたように、最高機関の 1963 年 9 月版外交団リストではギリシャの *Tranos* 代表のみが特命全権大使の資格を与えられていた。しかし、これは「大使」の誤植と見るべきではなかろうか。）国立国会図書館に保存されている最高機関の外交団リストは 1959 年 7 月版、1961 年 9 月版及び 1963 年 9 月版の 3 冊で、1963 年 9 月版以後の版はない。しかし、1967 年 7 月の併合条約の実施までに発行されたリストで第三国代表の資格が特命全権大使に改められた可能性は否定できない。

日本の湯川代表が最高機関に信任されたのは 1964 年 3 月のことであるが、同代表の資格も、筆者が閲覧できた最高機関の外交団リスト各版では名称大使となっている。

最高機関の外交団リストの初期の編集方針は、EEC 及びユーラトムも数年の間はこれを引き継いだ。EEC 委員会の外交団リストを見ると、例えば日本の湯川代表は、1964 年 1 月版では “Ambassadeur (désigné)” となっている。湯川大使は同年 3 月 17 日に EEC に信任されたが、そのあとに編集された筈の 1965 年版外交団リストは国立国会図書館になく、資格が名称大使となっているのか、または特命全権大使となっているのか不明である。しかし、1966 年 2 月版では、本文で述べたように、湯川代表は特命全権大使となっている。

それでは、ユーラトム委員会は外交団リスト上で第三国代表の資格をどのように扱ったか。国立国会図書館にはユーラトム委員会の外交団リストは 1964 年 5 月版しか置かれていないため確言はできないが、少なくともこの版では代表の資格はすべて名称大使となっている（スペイン代表 *Comte de Casa Miranda* のみ特命全権公使）。これは、日本の湯川代表についても同様である。しかし、併合条約の実施までに、ユーラトム委員会も、EEC 委員会と同様、外交団リストで第三国代表の資格を特命全権大使と記載するように改めた可能性があると思う。

付表 1 では、三つの欧州共同体に対する湯川大使の資格を「大使→特命全権大使」としたが、各共同体の 1960 年代なかばの外交団リストの版を全部チェックの上、必要に応じ修正を加える必要がある。

に対する第三国の代表部は、看板を「欧州連合代表部」に塗り替えることになった。これは、日本政府代表部についても同様であった。

II 日本に対する欧州委員会の代表部

(1) EC 委員会は、1974 年 7 月、東京に駐日代表部を開設した。「はしがき」で述べたように、日本はイギリス、米国及びラテン・アメリカにつづき、EC 委員会が代表部を設置した 4 番目の第三国である。

(2) EC 委員会は東京に代表部ではなく、まず広報事務所を設置しようとした。当時、EEC 委員会は、域外ではワシントン、ニュー・ヨーク、ロンドン、ジュネーヴ及びモンテヴィデオの 5 ヲ所に広報事務所をもっていたが（在ニュー・ヨーク事務所は在ワシントン事務所の分室）¹⁴⁾、そのうち最後に設けられたのは在モンテヴィデオ事務所で、1965 年 9 月の開設であった¹⁵⁾。いずれも併合条約により EC 委員会が発足する以前のことである。

1966 年 1 月 17 日及び 18 日の EEC 理事会特別会合で、フランス外相は EEC 委員会が独自の広報事務所をもつのはおかしいと主張、同月 28 日及び 29 日の特別会合で加盟 6 ヲ国の間で成立した「ルクセンブルグの妥協」では、EEC の広報計画につき理事会及び委員会の協力を強化することが決定された（本月報 2007 年度/No. 1、拙稿、11-2 頁）。

日本は、「ルクセンブルグの妥協」の成立及び併合条約の実施以後、EC 委員会がはじめて広報事務所を設置しようとした第三国である。のちに EC 委員会は考えを改め、東京に代表部を開設することとしたが、同委員会が方針を変更するに至った理由は明らかでない。1971 年 10 月 28 日付 *The Times* (London) は、ヨーロッパ訪問中の経団連ミッションがベルギーに滞在していたとき、Frank Vogl 記者が発信した次のような記事を掲げた（22 面）。

14) Commission, European Communities, *Bulletin*, 12-1962, Annex, pp.157-9.

15) Commission, European Communities, *9th General Report* (1st April 1965-31 March 1966), point 326.

EC委員会は、来年（1972年）、東京に事務所（office）を開設するが、経団連ミッションは同事務所が日本・ヨーロッパ間の緊密で秩序ある通商関係の構築に果たす役割は大きいと見ている。委員会は当初東京に広報事務所を開く計画であったが、いまではこれに一層の重要性を与え、その機能は一般的な渉外関係事項及び通商（general external relations matters and trade）をカバーするものとすることを考えているようである。委員会の東京事務所は、日本の対欧輸出を調整するという最も重要な機能を与えられる可能性がある。

この記事はEC委員会が駐日代表部を開設するとはいっていないが、東京に広報事務所を設けるにしても、これに代表部に近い幅広い機能をもたせようとしていたことがわかる。換言すれば、そのころ共同体本部では、日本における委員会の diplomatic presence の必要性が次第に認識されるようになったと考えられるのである。

1. EC委員会代表部の開設まで

(1) 1971年後半、EC委員会は東京に広報事務所を開設するプランを樹て、同年7月20日、EC理事会は委員会のこのプランに同意した。10月25日、委員会で広報等を担当する Albert Borchette 委員は安倍晋太郎外相に書簡を送付し、委員会のプランを伝えると共に協力を要請した。

外務省『わが外交の近況』第16号（1972年）は、「EC委員会は、ワシントン、ロンドン等に代表部ないし事務所を設置しているが、東京にも近くEC広報事務所を設置したい意向でありすでに予算措置がとられた趣である。」と述べている（216頁）。

1972年に入り、EC委員会は下準備のため Borchette 委員を日本に派遣した。同委員は3月29日から4月7日まで日本に滞在したが、委員の訪日を報じた新聞によると、当時EC委員会は、同年9月ごろに東京に広報事務所を開設するつもりであったようである（3月28日付朝日新聞、9面等）。しかし、結局これは実現しな

かった。

『わが外交の近況』第17号(1973年)は、「本件については、今後さらに日・EC間で調整を要すべき点が残されているが、近い将来に実現の運びとなることが期待される。」と述べている(208頁)。「調整を要すべき点」の一つは、広報事務所に外交特権を付与すべきか否かの点であったのではないかと思われる。

(2) 1973年になって、EC委員会は日本側に、駐日代表部の設置及び同代表部に対する外交特権の付与を内容とする希望を伝えてきた。

同年5月4日、訪欧中の大平正芳外務大臣はブリュッセルでEC委員会のFrançois-Xavier Ortoli委員長等と会談したが、これは日本の外務大臣による欧州共同体本部へのはじめての訪問であった。9月17日、副委員長のSir Christopher Soamesは、東京で大平外相に対し、委員会が1974年にも東京に代表部を開設する計画を進めていることを明らかにしたところ、日本側はこの計画に基本的に同意した。昭和49年(1974年)版『わが外交の近況』第18号は、「ECが超国家性をもつ機関で、在日代表部が通常的外交使節の機能に準ずる機能を果たすことを考慮し、特権免除付与に同意することとし、オルトリ委員長訪日の際その内容につき最終的に合意した。」と述べている(上巻、370—1頁)。

Ortoli委員長は、1974年2月18日—24日、政府賓客として来日、天皇陛下に謁見したのち総理大臣、外務大臣を含む主要閣僚と会見したが、2月22日、「欧州共同体委員会代表部の設置並びにその特権及び免除に関する協定」が鶴見清彦・外務審議官及びOrtoli委員長の間で仮調印された¹⁶⁾。翌23日付朝日新聞及び毎日新聞は、日本が、自国が加盟していない国際機関の代表部に外交特権を付与するのはこれがはじめてである、と報じている(それぞれ7面)。

この協定は、3月11日、ブリュッセルでベルギー駐箚の安倍大使(欧州共同体に対する代表を兼ねていた。)及びOrtoli委員長の間で正式調印され、5月27日、国会がこれを承認、5月31日に効力を発生した(昭和49年条約第3号)。

16) Commission, European Communities, *8th General Report (1974)*, point 446; *Bulletin*, 2-1974, point 2323, *Bulletin*, 3-1974, point 3334.

『わが外交の近況』第19号(1975年)及びEC委員会の第8次一般報告(1974年)は、いずれもOrtoli委員長の訪日及び前記協定の仮調印・本調印を伝えるとともに、東京に委員会代表部が開設された、と述べている。第8次一般報告は、1974年7月にEC委員会の代表部が設置されたことにつき、「これは日本で暖かく迎えられた。(委員会の) Ernst 対外総局次長が駐日代表に任命された。」と記述した¹⁷⁾。

(3) ECSC 最高機関は、ラテン・アメリカに対する連絡事務所をチリのサンティアゴに開設するにあたり、1966年2月18日、チリ政府と事務所のステータスに関する協定を締結した¹⁸⁾。在ベルギー安倍大使及びOrtoli委員長の間で調印された協定は、その約8年前にチリ政府及び最高機関の間で締結された協定と内容がほぼ同様で、日本政府は欧州共同体が日本の領域において法人格を有することを認め(第2条)、委員会の代表部、その長及び職員並びにこれらの者の家族が、「(日本が接受する外交使節団、その長及び職員並びにこれらの者の家族が) 外交関係に関するウィーン条約に従って与えられる特権及び免除に相当する特権及び免除」(privilèges et immunités correspondant à ceux qui sont réservés, conformément aux dispositions de la Convention de Vienne sur les relations diplomatiques, aux missions diplomatiques accréditées au Japon et à leurs chefs et à leurs membres ainsi qu'aux membres de leurs familles...) を享有することを認めた(第3条)。ただし、チリ政府及びECSC最高機関の間で結ばれた前記の協定はウィーン条約を援用していない。ウィーン条約は1961年4月18日、ウィーン外交関係会議が採択したが(1964年4月24日に効力発生)、チリはこの条約を採択した国の一つである。おそらく、チリ政府及び最高機関は、同条約が国家間の外交関係にかかわるもので、国及び国際機関の間のそれを規律する条約ではないとの認識の下、協定でこれに言及することを避けたのであろう。筆者の知る限り、1974年3月、日本政府及びEC委員会の間で締結された協定は、外交関係に関するウィーン条約を援用し

17) 外務省『外交青書』、第19号(1975)、167頁; Commission, European Communities, *Eighth General Report (1974)*, point 446; *Bulletin*, 2-1947, point 2323, *Bulletin*, 3-1974, point 3334.

18) 1966年4月5日付チリ官報(Núm.26.408)、1108-1110頁。

た最初の協定である。

また、EC 委員会が代表部のステータスを接受する側の国（または国際機関）と事前に協議し、設置協定または本部協定を締結してから正式に代表部を開設したのは、駐日代表部が最初であったと思われる¹⁹⁾。サンティアゴに置かれた ECSC 最高機関の連絡事務所の場合は、協定が 1964 年 4 月 30 日に締結される前に仮設置され、また Wolfgang Renner は、最高機関により、同年 4 月 5 日付で所長に任命されていた²⁰⁾。

2. 欧州委員会の駐日代表

1974 年 7 月 16 日、EC 委員会の Dr. Endymion Wilkinson 一等書記官（経済・通商問題担当）が代表臨時代理として東京に着任し、委員会の駐日代表部を設置した。同年 11 月 26 日、EC 委員会の初代駐日代表、Wolfgang Ernst が木村俊夫外相に信任された。

Ernst 代表以下、EC 委員会（のち欧州委員会）のこれまでの駐日代表については、付表 II の歴任表を参照されたい。

3. 駐日代表の格について

(1) EC 委員会の最初の 3 名の駐日代表は“Head of Delegation”の資格のみ有していたが、第 4 代の Andries Van Agt 代表は名称大使の称号をあわせて与えられた。

日本に対する委員会代表は当初外務大臣に委任状を提出していたが、第 5 代の Jean-Pierre Leng 大使からは、天皇陛下に信任状を捧呈するようになった。

この点に関し、『日本の国際法事例研究（4）外交・領事関係』は、次のように述べている。

19) 本月報、2007 年度／No.1、拙稿、26－8 頁。

20) 注 1 で引用した『愛知大学国際問題研究所紀要』第 128 号の拙稿、91－2 頁。

従来より EC 側では、新たな代表の派遣に当たっては元首ないし首長による接受を求めるとの方針をとっていたこともあり、1990 年 3 月、EC 委員会は、改めて、EC 代表の信任状を天皇（陛下）に提出することを認めるよう要請して来た。この要請に対して、日本政府部内における協議の結果、天皇（陛下）が EC 委員会駐日代表部代表を接受することは憲法上問題はないと判断し、同代表は信任状を天皇（陛下）に捧呈することが認められることとなった²¹⁾。

(2) 日本の外務省が編集している外交団リストでは、1974 年 7 月版までは諸外国の駐日大使館をアルファベット順に掲げたメイン・リストにつづき、Annex として“List of International Organizations”を掲載していたが、同年 10 月版では、Annex 1 として“European Communities”、また Annex 2 として“List of International Organizations”をそれぞれ掲げた。Leng 大使が天皇陛下に信任状を奉呈したのは 1990 年 7 月 31 日であるが、同年 11 月版外交団リストは EC 委員会代表部を annex ではなく、メイン・リストの末尾（具体的には、ジンバブエ大使館のつぎ）に掲げるようになった。

すでに述べたように、EU の誕生は 1993 年 11 月のことであるが、外交団リストの 1994 年 5 月版より、欧州委員会代表部は“European Communities”ではなく、“European Union”の項の下に載るようになった。

結びにかえて

日本は、欧州共同体に対する代表部を設置することでも、また欧州共同体（具体的には欧州委員会）の代表部を接受することでも、第三国として初期のグループに属する。言い換えれば、日本は欧州共同体の国際法上の人格を早くから認めていたことになる。筆者は、このことを広く知って頂きたいと思い、本稿を起草した。

「はしがき」で触れた三つの稿及び本稿により、草創期における欧州共同体によ

21) 国際法事例研究会、慶応大学出版株式会社、1996 年、215 頁。なお、田中俊郎『EU の政治』（岩波書店、1998 年）、137 頁を参照されたい。

る使節権の行使状況の一部を描出することができたのではないかと考えている。

(筆者は愛知大学国際問題研究所客員研究員 (元外務省員))

付 表

日本及び欧州共同体の間で交換された常駐外交代表

I 欧州共同体（EU）に対する日本政府代表

現在までに欧州共同体（のち EU）に対し信任された日本政府代表の歴任表を以下に掲げる。（各代表の信任日、氏名及び資格を示す。）

1967年7月、併合条約が実施された当時の第三国代表は EC 理事会及び EC 委員会に改めて信任手続を取ることはなく、EEC に対する欧州共同体に対する各第三国代表の信任日が欧州共同体に対する彼の欧州共同体に対する信任日と見做された。これが、湯川大使が表（2）及び（4）の双方に掲げられている理由である。

臨時代理大使については、欧州共同体に対する専任の代表部が開設されたとき、初代の代表が信任されるまで臨時代理大使であった谷田参事官のみを掲げる。

(1) ECSC 最高機関に対する日本政府代表（ベルギー駐箚大使の兼任）

1954年10月20日	H.E.Mr. Shoji ARAKAWA (荒川昌二)	大使／常任オブザーバー
1955年 5月25日	H.E.Mr. Ryuji TAKEUCHI (武内龍次)	大使／常任オブザーバー
1957年10月30日	H.E.Mr. Eiji WAJIMA (倭島英二)	大使／常任オブザーバー
1961年 3月24日	H.E.Mr. Takeso SHIMODA (下田武三)	大使／代表
1964年 3月17日	H.E.Mr. Morio YUKAWA (湯川盛夫)	大使→特命全権大使／代表

(2) EEC に対する日本政府代表（ベルギー駐箆大使の兼任）

1959年10月19日	H.E.Mr. Eiji WAJIMA (倭島英二)	大使／代表
1961年 2月24日	H.E.Mr. Takeso SHIMODA (下田武三)	大使／代表
1964年 2月14日	H.E.Mr. Morio YUKAWA (湯川盛夫)	大使→特命全権大使／代表

(3) ユーラトムに対する日本政府代表（ベルギー駐箆大使の兼任）

1961年 4月12日	H.E.Mr Takeso SHIMODA (下田武三)	大使／代表
1964年 2月19日	H.E.Mr. Morio YUKAWA (湯川盛夫)	大使→特命全権大使／代表

(4) 欧州共同体に対する日本政府代表（ベルギー駐箆大使の兼任）

1964年 2月14日	H.E.Mr. Morio YUKAWA (湯川盛夫)	特命全権大使／代表
1968年12月10日	H.E.Mr. Kenichi OTABE (小田部謙一)	特命全権大使／代表
1971年 3月30日	H.E.Mr. Isao ABE (安倍勲)	特命全権大使／代表
1976年 5月 4日	H.E.Mr. Masahiro NISIBORI (西堀正弘)	特命全権大使／代表

(4) 欧州共同体（のち欧州連合）に対する日本政府代表（専任）

1979年 1月12日	Mr. Masami TANIDA (谷田正躬)	臨時代理大使
1979年 4月 2日	H.E.Mr. Takaaki KAGAWA (加川隆明)	特命全権大使／代表

1983年 1月25日	H.E.Mr. Hideo KAGAMI (加賀美秀夫)	特命全権大使／代表
1987年 5月19日	H.E.Mr. Muneki DATE (伊達宗起)	特命全権大使／代表
1989年 7月24日	H.E.Mr. Takehiko NISHIYAMA (西山健彦)	特命全権大使／代表
1991年12月23日	H.E.Mr. Tomohiko KOBAYASHI (小林智彦)	特命全権大使／代表
1995年10月 5日	H.E.Mr. Atsushi TOKINOYA (時野谷敦)	特命全権大使／代表
1999年 4月27日	H.E.Mr. Takayuki KIMURA (木村崇之)	特命全権大使／代表
2002年11月25日	H.E.Mr. Kazuo ASAKAI (朝海和夫)	特命全権大使／代表
2005年11月29日	H.E.Mr. Takekazu KAWAMURA (河村武和)	特命全権大使／代表
2008年 9月16日	H.E.Mr. Nobutake ODANO (小田野展丈)	特命全権大使／代表

II 日本に対するEU委員会（欧州委員会）の代表

現在までに信任された EC 委員会（のち欧州委員会）駐日代表の歴任表を次に掲げる。（各代表の信任日、氏名及び資格を示す。）

代表部開設にあたった Dr. Wilkinson 以外の代表臨時代理は掲げないこととする。

1974年 7月 6日	Dr. Endymion WILKINSON	Acting Head of Delegation
1974年11月26日	Mr. Wolfgang ERNST	Head of Delegation
1978年11月 1日	Mr. Leslie FIELDING	Head of Delegation
1982年12月 7日	Mr. Laurens Jan BRINKHORST	Head of Delegation

1987年 5月14日	H.E.Mr. Andries VAN AGT	Ambassador / Head of Delegation
1990年 7月31日	H.E.Mr. Jean-Pierre LENG	Ambassador / Head of Delegation
1994年11月 2日	H.E.Dr. Jörn KECK	Ambassador / Head of Delegation
1998年 6月24日	H.E.Mr. Ove JUUL JØRGENSEN	Ambassador / Head of Delegation
2002年10月 7日	H.E.Mr. Bernhard ZEPTER	Ambassador / Head of Delegation
2006年 8月29日	H.E.Mr. Hugh RICHARDSON	Ambassador / Head of Delegation

「外務省調査月報」原稿募集について

1. 「外務省調査月報」が募集する原稿は、外務省関係者（外務省員、専門調査員、他官庁出向者、派遣職員、及び元外務省員も含まれます）が、個人の調査研究活動の一環として執筆した、外交・国際問題に関する未発表論文です。但し、明らかに職務の遂行を目的として行われる調査・研究は除きます。
2. 投稿は年間を通じて随時受け付けております。募集・執筆要領につきましては第一国際情報官室までご照会下さい。
3. 「外務省調査月報」が募集する原稿は、基本的に学術的な論文です。その他、外務省として広く発信することが有益と認められる内容の場合には、研究ノートや資料として掲載を検討しますが、学術的な論文が優先されます。採否は第一国際情報官室で審査の上、決定します。
4. 「外務省調査月報」は、外務省と在外公館の他、国立国会図書館や全国の主な公立・大学図書館などに定期配布されております。外務省関係者の皆様より、広く学界等の批判に耐え得る学術的価値の高い論文や、有意義な調査・資料収集活動の成果の提出を期待します。

外務省調査月報

2009年度/第1号
平成21年7月15日 発行

外務省第一国際情報官室

東京都千代田区霞ヶ関2-2-1 (〒100-8919)
電話(03)3580-3311 (代)

ISSN 0447-3523

本月報は再生紙を使用しております。